

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県条例第十四号

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和三十九年九月奈良県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二項中「第二十九条」を「第十二条」に改める。

#### 附則

この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。